

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第六十号

#### 広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第十四条の四の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第十四条の五 知事は、法第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。  
告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

- 一 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容
- 三 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。